

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信／国内／債券
信託期間	2016年4月28日〔当初、無期限〕まで（1980年4月30日設定）
運用方針	中期利付国債をはじめとした公社債に投資し、日々の元本の安定性に配慮しながら運用を行います。
主要運用対象	中期利付国債をはじめとした公社債を主要投資対象とします。
主な組入制限	外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	毎日決算を行い、日々の収益（元本超過額）の全額を分配します。 収益分配金は、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、税金を差し引いたうえ、再投資されます。

※当ファンドは、課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

償還報告書（全体版）

〔繰上償還〕

中期国債ファンド



《2016年4月》

（信託終了日：2016年4月28日）



受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「中期国債ファンド」は、約款の規定に基づき、先般ご案内申し上げました予定通り、4月28日に繰り上げて償還させていただきました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
URL:<http://www.am.mufg.jp/>

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

お客さま専用フリーダイヤル TEL. 0120-151034
(9:00~17:00、土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)
お客さまのお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

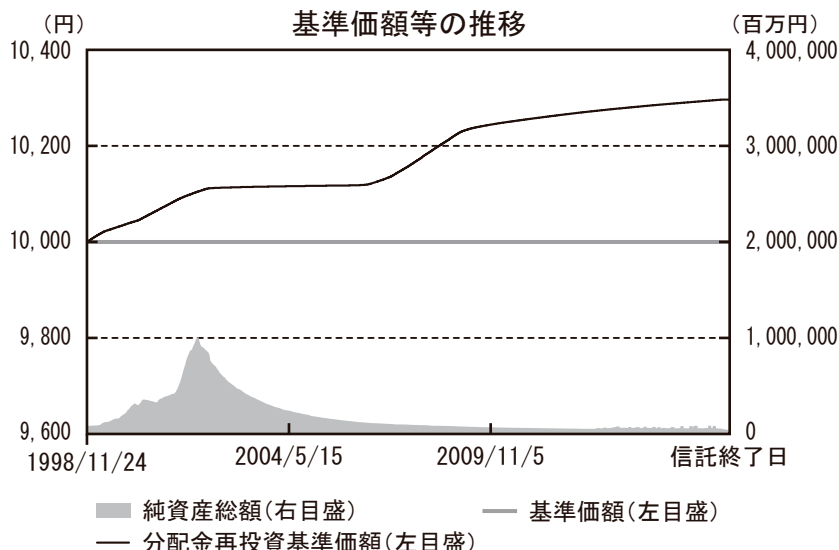
運用経過

1998年11月24日からの基準価額等の推移について

(1998/11/24~2016/4/28)

基準価額の動き

償還価額は1998年11月24日に比べ2.97%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。



1998年11月24日：10,000円
2016年4月28日：10,000.00円
(既払分配金 292円38銭8厘)
騰落率：2.97%
(分配金再投資ベース)

- ・純資産総額、基準価額、分配金再投資基準価額、既払分配金、騰落率については、入手し得る1998年11月24日からのデータにて掲載しています。
- ・分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すもので、お客さまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。

基準価額の変動要因

上昇要因

中期利付国債をはじめとした公社債やコール・ローン、コマーシャル・ペーパー、現先などへの投資を通じて、利子等収益が積み上がったことが基準価額の上昇に寄与しました。

投資環境について

(1980/4/30～2016/4/28)

◎国内短期金融市場

・1970年代後半に起こった第2次オイルショックを受けて、日銀は1979年4月に公定歩合を3.5%から4.25%に引き上げました。以後、公定歩合は4回にわたる段階的な引き上げを経て1980年3月には9.0%となりました。その後、物価情勢が落ち着きを取り戻す一方で景気が減速するのに対応し、日銀は8月から公定歩合の引き下げを開始し、1981年12月には5.5%としました。米国金利が高止まりする中、内外金利差に伴う円安の進行を防ぐべく、日銀は1982年3月中旬から秋口にかけて短期金融市場においてきつめの調整を行い、短期市場金利の「高め誘導」を実施しました。物価が安定基調を持続する中、内需が伸び悩んでいることから、日銀は1983年10月、円相場の安定が概ね確認されたとの判断に立ち、公定歩合を5.0%に引き下げました。その後は、先進国間の対外不均衡問題が深刻化し貿易摩擦が激化する中、日銀は1985年にかけて公定歩合を据え置きました。1985年9月の「プラザ合意」を受けて急激なドル安が進行し、輸出関連産業の収益悪化から設備投資・雇用の両面で調整が拡がり、成長が大幅に鈍化したことから、日銀は1986年前半に3回にわたり公定歩合を引き下げ、その後も1986年11月および1987年2月に公定歩合を引き下げ、さらなる金融緩和を図りました。円高に伴う物価安定に加えて金融緩和および財政拡張の政策効果から1987年後半以降、景気は力強い拡大過程に入りましたが、日銀は資産価格の上昇に対する警戒感から、1989年5月から1990年8月にかけて公定歩合を5回にわたり引き上げ、金融引き締めへ転換しました。1991年以降バブル経済の崩壊から景気は厳しい調整局面へと入り、日銀は1991年7月に公定歩合を6.0%から5.5%に引き下げました。以降、公定歩合は8回にわたる段階的な引き下げを経て、1995年9月には0.50%となりました。1998年9月に日銀はコール・レート（無担保・翌日物）の誘導目標を0.25%とする低め誘導を実施しました。さらに、1999年2月には潤沢な資金供給を行い、コール・レートの誘導目標を当初0.15%とし、その後徐々に一層の低下を促すといった「ゼロ金利政策」を開始しました。これを受けて、コール・レートはゼロ近辺での推移となりました。一連の金融緩和効果から緩やかな景気回復基調になったことから、日銀は2000年8月におよそ10年振りの金融引き締めとなるゼロ金利政策の解除を決定し、コール・レートの誘導目標を0.25%に引き上げました。その後、海外景気の減速、株価下落の影響から景気の先行きに対する慎重な見方が強まり、日銀は2001年2月9日に公定歩合を引き下げ0.35%としました。また2月28日にも公定歩合を引き下げ0.25%に、コール・レートの誘導目標を0.15%としました。しかし、度重なる金融緩和にもかかわらず、景気回復のテンポは鈍化したため、3月には景気後退とデフレ懸念を理由に金融市場調節の操作目標をこれまでのコール・レートから日銀当座預金残高に変更する量的金融緩和の実施を決定し、さらに、その残高を5兆円程度に増額することで実質的なゼロ金利政策を復活させました。その後も、当座預金残高目標の引き上げや、長期国債買い入れの増額など量的金融緩和と政策の強化を実施しました。コール・レートは一時的な資金需給逼迫時を除いて、安定的に0.001%～0.002%で推移しました。2006年3月、日銀は消費者物価指数の前年比は先行きプラス基調が定着していくと判断、量的金融緩和と政策の解除を決定し、金融市場調節の操作目標を日銀当座預金残高からコール・レートに変更、概ねゼロ%で推移するように促すとなりました。日銀は経済・物価情勢が着実に改善していると判断し、コール・レートの誘導目標を

7月に0.25%前後、2007年2月には0.50%前後に引き上げました。2008年10月、国際金融資本市場での緊張が著しく高まる状況を受け金融市場の安定を確保する観点から、日銀はコール・レートの誘導目標を0.3%前後、12月には0.1%前後に引き下げました。2010年10月、海外経済の減速などを背景に経済が物価安定のもとでの持続的成長経路に復する時期が後ずれする可能性が強まったと日銀は判断、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで実質ゼロ金利政策を継続し、コール・レートの誘導目標を0~0.1%前後で推移するように促すとしました。2013年4月、日銀は消費者物価の前年比上昇率2%の物価目標を2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する観点から「量的・質的金融緩和」の導入を決定し、金融市場調節の操作目標をコール・レートからマネタリーベースに変更しました。2016年1月、原油価格の一段の下落に加え中国をはじめとする新興国・資源国経済に対する先行き不透明感などから日銀は物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大していると判断、2%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現する観点から「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、日銀当座預金のうち政策金利残高に適用する金利を-0.1%としました。コール・レートは、当該金利にさや寄せする形でプラス圏から段階的に低下し、2016年4月28日のコール・レートは-0.056%となりました。

当該投資信託のポートフォリオについて

- ・設定以来、中期利付国債を中心に金融債などを組み入れて運用を行ってきましたが、2001年4月の「予想分配型」から「実績分配型」への移行後、元本の安定性と流動性を重視した運用を行いました。組入対象につきましては、それまでと同様に中期利付国債や政府短期証券などの残存期間の短い国債をはじめ、銘柄分散に留意しながら、信用リスクが比較的小さく利回り水準の観点から投資妙味のある事業債や金融債にも投資してまいりました。余裕資金については、コール・ローン、現先、コマーシャルペーパーなどの短期金融商品で運用を行い安定した収益の確保に努めました。こうした運用の結果、利子等収益が積み上がり、基準価額（分配金再投資ベース）は上昇しました。
- ・2016年1月の日銀によるマイナス金利政策の導入を受け、当ファンドが主要投資対象とする国債等の利回りが低下し、このような環境下においては、当ファンドの「安定した収益の確保をめざした」商品性を維持していくことは極めて困難であり、可能な限り早期に償還を行うことがお客さまにとって有利であると判断し、4月28日に繰上償還しました。

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドは、中期利付国債をはじめとした公社債を主要投資対象とし、日々の元本の安定性に配慮しながら、安定した収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

当ファンドは、毎日決算を行い、日々の収益（元本超過額）の全額を分配しました。原則として収益分配金は、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資しました。信託期間中の入手し得る1998年11月24日以降の分配金累計は、1万口（元本1万円）当たり292円38銭8厘（年率0.167%）となりました。

償還価額

償還価額は、10,000円00銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○1万口（元本10,000円）当たり分配金（2015年11月30日から2016年4月28日まで）のお知らせ

年	月	1万口当たり分配金				
		税込み	所得税	地方税	源泉税合計	お手取額
2015年	12月	47銭7厘	7銭3厘	2銭3厘	9銭6厘	38銭1厘
2016年	1月	48銭4厘	7銭4厘	2銭4厘	9銭8厘	38銭6厘
	2月	26銭7厘	4銭	1銭3厘	5銭3厘	21銭4厘
	3月	15銭8厘	2銭4厘	7厘	3銭1厘	12銭7厘
	4月	7厘	1厘	0円	1厘	6厘

(注) 上記期間の分配金は各月における前月最終営業日から当月最終営業日の前日（ただし2016年4月は4月27日）までの合計。

※ 上記期間のお手取分配金は、各月の最終営業日にみなさまの口座に繰り入れて再投資いたしました。なお、上記期間内の途中でお買い付けの場合は、お買い付け日から各期間の末日までの分配金合計から、源泉税額を差し引いた額が再投資額となります。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者が支払いを受ける収益分配金については利子所得として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収されます。法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

○資産・負債・元本及び償還価額の状況

2016年4月28日現在

資産・負債・元本及び償還価額の状況										
資 産						合 計	負 債	純 資 産 額	元 本	1 万 口 当 たり 償 還 価 額
公 社 債		そ の 他 有 価 証 券		コ ー ル ・ ロ ー ン 等 そ の 他 資 産						
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率					
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
—	—	—	—	34,738	100.0	34,738	—	34,738	34,738	10,000.00

(注) 比率は投資信託財産総額（34,738百万円）に対する比率です。

<注記事項>

作成期首（前作成期末）元本額 83,349,334,882円

作成期中追加設定元本額 6,009,668,972円

作成期中一部解約元本額 54,620,954,324円

また、1口当たり純資産額は、当作成期間末1.000000円です。

○売買及び損益の状況

(2015年11月30日から2016年4月28日まで)

組入 有価証券の売買状況				先 物 取 引 状 況				損 益 の 状 況		
買 付		売 付		買 建		売 建		運用損益	信託報酬	収 益 分 配 金
公社債	その他 有価証券	公社債	その他 有価証券	新 規 買 付 額	決 済 額	新 規 売 付 額	決 済 額			
百万円 50,024	百万円 3,097,726	百万円 53,025 (1,000)	百万円 3,134,720 (28,000)	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —	千円 10,581	千円 2,195	千円 8,385
	<135,980>		<135,981>							

(注) 公社債の買付、売付は受渡代金(経過利子分は含まれておりません。)で、現先による金額を含めております。また()内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 4月28日現在における先物取引の取引残高はありません。

(注) 組入有価証券の売買状況および先物取引状況の< >内は利害関係人との取引金額です。

*利害関係人とは投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱UFJモルガン・スタンレー証券、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJニコスです。

<当作成期間中の分配金の計算過程>

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当作成期間に係る分配対象収益の合計額は8,386,517円、分配金額の合計額は8,385,628円です。

○組入資産の明細

(2016年4月28日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○ 1 万口当たりの費用明細

(2015年11月30日～2016年4月28日)

項 目	作成期間		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円 0.38	% 0.004	(a) 信託報酬＝作成期間に発生した信託報酬額÷作成期間の平均受益権口数
(投 信 会 社)	(0.08)	(0.001)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
(販 売 会 社)	(0.27)	(0.003)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
(受 託 会 社)	(0.03)	(0.000)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b) そ の 他 費 用	0.01	0.000	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数
(監 査 費 用)	(0.01)	(0.000)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
合 計	0.39	0.004	
作成期間中の平均基準価額は、10,000 円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、簡便法により算出した結果です。

(注) 消費税は報告日の税率を採用しています。

(注) 各金額は項目ごとに小数第2位未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	1980年4月30日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2016年4月28日		資産総額	34,738,050,419円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負債総額	0円
受益権口数	5,990,470,000口	34,738,049,530口	28,747,579,530口	純資産総額	34,738,050,419円
元本額	5,990,470,000円	34,738,049,530円	28,747,579,530円	受益権口数	34,738,049,530口
				1万円当たり償還金	10,000.00円
毎計算期末の状況					
計算期間	元本額	純資産総額	基準価額	1万円当たり分配金	
				金額	分配率
2005年5月31日～2005年11月29日	139,117,333,980円	139,117,346,957円	10,000円	0.445円	0.008875683%
2005年11月30日～2006年5月30日	120,024,286,999	120,024,295,302	10,000	1.220	0.024467033
2006年5月31日～2006年11月29日	108,353,949,627	108,353,950,033	10,000	10.408	0.207591257
2006年11月30日～2007年5月30日	98,652,262,543	98,652,265,704	10,000	18.779	0.376611813
2007年5月31日～2007年11月29日	91,775,319,398	91,775,324,791	10,000	23.684	0.472385792
2007年11月30日～2008年5月29日	85,821,275,502	85,821,276,691	10,000	25.376	0.510308571
2008年5月30日～2008年11月27日	80,151,612,187	80,151,616,497	10,000	24.570	0.492750000
2008年11月28日～2009年5月28日	73,820,623,481	73,820,630,255	10,000	14.207	0.284920604
2009年5月29日～2009年11月29日	68,896,423,215	68,896,425,246	10,000	7.084	0.139765405
2009年11月30日～2010年5月30日	65,184,499,217	65,184,504,491	10,000	5.648	0.113270330
2010年5月31日～2010年11月29日	62,079,978,591	62,079,980,359	10,000	5.202	0.103755738
2010年11月30日～2011年5月30日	59,223,487,200	59,223,489,753	10,000	4.850	0.097266484
2011年5月31日～2011年11月29日	56,187,512,656	56,187,514,282	10,000	4.675	0.093244536
2011年11月30日～2012年5月30日	53,691,801,952	53,691,803,907	10,000	4.407	0.088140000
2012年5月31日～2012年11月29日	65,956,801,761	65,956,807,211	10,000	4.035	0.080479508
2012年11月30日～2013年5月30日	63,261,134,230	63,261,137,901	10,000	3.724	0.074684615
2013年5月31日～2013年11月28日	61,902,251,972	61,902,253,174	10,000	3.525	0.070693681
2013年11月29日～2014年5月29日	69,035,732,931	69,035,738,511	10,000	3.416	0.068507692
2014年5月30日～2014年11月27日	59,248,256,356	59,248,259,280	10,000	3.096	0.062090110
2014年11月28日～2015年5月28日	85,273,396,419	85,273,402,482	10,000	3.060	0.061368132
2015年5月29日～2015年11月29日	83,349,334,882	83,349,339,699	10,000	3.032	0.059820541

○償還金のお知らせ

1万円当たり償還金	10,000円00銭
-----------	------------

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

[お知らせ]

①個人受益者は、収益分配金ならびに償還時の差益（譲渡益）に対し、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で課税されます。法人受益者は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

②投資信託約款第34条に定める「やむを得ない事情が発生」したときに該当すると判断し、繰上償還しました。

(2016年4月28日)